

令和2年第3回三鷹市議会定例会提出議案概要

番 号	件 名 及 び 内 容
1	三鷹市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（制定） 1 趣旨 地方自治法第243条の2第1項の規定に基づき、市長等の市に対する損害を賠償する責任（以下「損害賠償責任」という。）の一部免責に関し必要な事項を定めるものとした。 2 損害賠償責任の一部免責 市長等は、損害賠償責任を負う額から、地方自治法施行令に定める基準を参酌し、（同施行令に定める最低額以上で）基準給与年額に次に掲げる数を乗じた額を控除した額については、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、これを賠償する責任を免れるものとした。 (1) 市長 6 (2) 副市長、教育委員会の教育長若しくは委員、選挙管理委員会の委員又は監査委員 4 (3) 農業委員会の委員又は固定資産評価審査委員会の委員 2 (4) 職員（(2)及び(3)に掲げる職員を除く。） 1 3 施行期日 公布の日
2	三鷹市受動喫煙防止条例（制定） 1 目的 受動喫煙による市民の健康への悪影響を防止するため、必要な環境整備を前提に喫煙する人とならない人の共存を図るとともに、受動喫煙及び喫煙による身体への悪影響等に関する啓発や教育等を通じて、未来を担う子どもの心身の健やかな成長に寄与することにより、誰もが健康に暮らせる安全で快適な生活環境を確保することを目的とすることとした。 2 市の責務 (1) 市は、受動喫煙の防止に関する事業を実施しなければならないこととした。

	(2) 市は、事業の実施に当たり、市民、関係団体及び事業者と連携し、及び協力するとともに、必要な支援をすることで、その推進に努めなければならないこととした。 (3) 市は、受動喫煙による身体への悪影響等が生じないよう適切な対策及び正しい知識の普及啓発に努めなければならないこととした。 (4) 市は、事業の実施に当たり、国、東京都及びその他関係機関と連携し、及び協力して、その推進に努めなければならないこととした。 3 市民の責務 市民は、受動喫煙を生じさせないよう努めなければならないこととした。 4 事業者の責務 事業者は、事業所等の事業活動等の場所における喫煙によって、当該場所及びその周辺において受動喫煙が生じないよう、受動喫煙の防止に関する環境整備に努めなければならないこととした。 5 市の施設における喫煙の禁止 何人も、市の施設（敷地を含む。）（6(1)の施設を除く。）で規則で定めるもの及びこれらの隣接する路上において、受動喫煙を生じない対策を行った喫煙所として市長が定めた場所（以下「特定喫煙所」という。）を除き、喫煙をしてはならないこととした。 6 子どもの受動喫煙防止 (1) 何人も、学校、市の児童福祉施設（これに準ずるものを含む。）その他の受動喫煙により健康を損なうおそれが高い子どもが主として利用する施設として規則で定めるもの及びこれらの隣接する路上において、喫煙をしてはならないこととした。 (2) 何人も、市が管理する都市公園、児童遊園、広場及び緑地で規則で定めるもの並びにこれらの隣接する路上（特定喫煙所を除く。）において、喫煙をしてはならないこととした。 7 路上等喫煙マナーアップ区域の指定等 (1) 市長は、規則で定める区域を三鷹市路上等喫煙マナーアップ区域（以下「喫煙マナーアップ区域」という。）として指定することができることとした。 (2) 市長は、喫煙マナーアップ区域を指定等したときは、その旨を告示しなければならないこととした。 (3) 何人も、喫煙マナーアップ区域において、受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮しなければならないこととした。
--	--

	(4) 市は、喫煙マナーアップ区域において、適切な対策及び正しい知識の普及啓発を推進しなければならないこととした。 8 路上等喫煙禁止区域の指定等 (1) 市長は、規則で定める区域を三鷹市路上等喫煙禁止区域（以下「喫煙禁止区域」という。）として指定することができることとした。 (2) 市長は、喫煙禁止区域を指定等したときは、その旨を告示しなければならないこととした。 (3) 何人も、喫煙禁止区域において、特定喫煙所を除き、喫煙をしてはならないこととした。 9 指導及び命令 (1) 市長は、喫煙マナーアップ区域において、受動喫煙が生じないよう指導することができることとした。 (2) 市長は、8 (3)に違反した者に対し、喫煙の中止を指導することができることとした。 (3) 市長は、9 (2)の指導に従わなかった者に対し、喫煙の中止を命ずることができることとした。 10 路上等受動喫煙防止指導員 市長は、9 の指導又は命令を行うために必要があると認めるときは、三鷹市路上等受動喫煙防止指導員を置くことができることとした。 11 過料 9 (3)の命令に従わなかった者に対しては、2,000 円の過料を科すことができることとした。 12 その他定義、他の法令等との関係、委任について定めることとした。 13 施行期日等 (1) 施行期日 令和3年4月1日。ただし、8、9 (2)、9 (3)及び11は規則で定める日、13(2)は公布の日 (2) 準備行為 この条例による喫煙マナーアップ区域の指定に係る手続その他の行為は、施行日前においても行うことができることとした。 (3) 検討 市長は、この条例の施行の状況について検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする事とした。
--	--

3	令和2年度三鷹市一般会計補正予算（第7号）
4	令和元年度三鷹市一般会計歳入歳出決算の認定について
5	令和元年度三鷹市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
6	令和元年度三鷹市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
7	令和元年度三鷹市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
8	令和元年度三鷹市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
9	令和元年度三鷹市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

○ 特記事項

- (1) 教育委員会委員の任命について